

世界冬の都市市長会

World Winter Cities Association for Mayors

憲章

2018年9月改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織の名称を、世界冬の都市市長会（以下「市長会」という）とする。

(地位)

第2条 本会は、事務局が置かれる国の法律に従って登録される非営利の国際機構とする。

2 本会は、事務局が置かれる国の法律に従って契約を締結し、法律行為を行う能力を有する。

(目的)

第3条 本会の目的は、以下のとおりとする。

- (1) 積雪または寒冷という気象条件の下でまちづくりを行う都市が、共通する都市問題について相互に知恵と経験を分かち合い、その成果を積極的に市民及び地域に還元することにより、「快適な冬のまちづくり」に資すること
- (2) 「冬は資源であり、財産である。」というスローガンのもとで、“冬の都市運動”を積極的に展開すること
- (3) 冬の都市間の協力と連帯を強化し、国際社会の発展と平和に寄与すること

(冬の都市の定義)

第4条 冬の都市を、次の各号の一に該当する都市とする。

- (1) 1年間のうちで積雪量の最大値が概ね20cm（8インチ）以上となる都市
- (2) 1年間で最も寒い月の平均気温が概ね摂氏0度（華氏32度）以下となる都市

(事業)

第5条 本会は、第3条に掲げる目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 世界冬の都市市長会議（以下「市長会議」という）の開催
 - (2) 冬の都市フォーラム（以下「フォーラム」という）および冬の見本市（以下「見本市」という）の開催
 - (3) 小委員会の運営
 - (4) ニュースレター等の刊行物の発刊
 - (5) 活性化事業の実施
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第2号に規定するフォーラムおよび見本市の開催については、市長会議に併催させることを原則とする。ただし、市長会議開催市が開催を希望しない場合は、この限りでない。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第4条に規定する冬の都市の中から、第8条の規定により役員会が入会を承認した都市とし、会員の代表者を市長する。ただし、市長が不在となった場合、市長の職務を代理する者が会員の代表者のすべての地位を引き継ぐ。

(名誉会員)

第7条 市長会は、本会または冬の都市全体の発展に対して特別な功績のある個人に名誉会員の資格を与えることができる。

- 2 名誉会員は、総会が任命する。
- 3 名誉会員は、市長会のすべての活動について通知され、総会及び市長会議に招待される。なお、名誉会員が市長会議に出席する場合、登録料は免除される。
- 4 名誉会員は、総会での発言権及び表決権を有しない。

(入会手続)

第8条 市長会に入会しようとする都市の市長は、会長あてに入会を申請するものとする。

- 2 入会申請を受理した会長は、入会の諾否を役員会に諮るものとする。
- 3 入会の承認は、役員会において、出席役員の過半数でこれを決する。
- 4 役員会は、入会申請の承認及び不承認を総会に報告するものとする。
- 5 役員会で入会申請が承認されなかった都市は、総会に出席して訴える権利を有する。この場合、入会は、当該総会で決定を行うものとする。
- 6 会員の資格は、役員会の承認又は総会の決定の日から効力を有する。

(退会)

第9条 会員は未払いの債務を精算したうえで、会長に退会届を提出することにより退会することができる。

2 退会届を受理した会長は、役員会及び総会に報告しなければならない。

(除名)

第10条 総会において会員の除名に関する決議がなされた場合、会員は本会から除名される。

- 2 いかなる会員も、事由の通知、異議申立て、もしくは役員会による聴聞が行われることなく、除名されることはない。
- 3 除名の決議は、総会において、出席会員

の3分の2以上の多数でこれを決する。

第3章 機構

(機構)

第11条 本会を運営するために、次の機構を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 実務者会議
- (4) 事務局
- (5) その他市長会を運営するために必要な機構

2 この憲章に定めるもののほか、前項に規定する各機構並びにその他総会及び役員会で承認される機構の地位に就くことができるのは、会員のみである。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 2名
- (4) 監事 1名

(会長)

第13条 会長は、会員の中から総会において、出席会員の過半数により選出される。

- 2 会長の任期は、選出される総会から、後任の会長が選出される4年後の総会までとする。
- 3 会長の再任は、妨げない。
- 4 会長は、市長会を代表する。
- 5 会長は、市長会の全般について指揮する責を負う。

(副会長)

第14条 副会長は、次のとおり、会員の中から総会において、出席会員の過半数により選出される。

- (1) 南北米地域 1名
- (2) アジア・オセアニア地域 1名
- (3) ヨーロッパ地域 1名

- 2 副会長の任期は、選出される総会から、後任の副会長が選出される4年後の総会までとする。
- 3 副会長の再任は、妨げない。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副会長は、それぞれの地域を統括する。

(理事)

第15条 理事は、直近と次期の市長会議の開催市の市長とする。開催市の市長は、当該開催市での市長会議開催に先立つ2年前の総会から当該開催市での市長会議開催から2年後の総会までの間理事を務めるものとする。

- 2 理事は、相互に協力して次期市長会議の準備を進め、市長会議の円滑な運営に努める。

(監事)

第16条 監事は、会員の中から総会において、出席会員の過半数により選出される。

- 2 監事の任期は、初めて選出される総会から、後任の監事が選出される4年後の総会までとする。ただし、さらに2年後の総会までの再任は妨げない。
- 3 監事は、市長会の財産及び会計を監査する。
- 4 監事は、監査結果を役員会及び総会に報告するものとする。監事は、書面による監査結果の報告をもって、役員会への出席に代えることができる。

(残存期間)

第17条 役員会の役員が、役員の職を任期まで完遂できない場合、会長は、当該役員都市の後任の市長に対して、当該役員の残任期間、役員の職務を務めるよう要請するものとする。後任の市長が当該役員への就任を拒んだ場合、当該役員の残任期間を務める新役員は、会長が会員の中から指名する。

第5章 総会

(総会)

第18条 総会は、市長会議にあわせて2年に1回、会長が招集する。

- 2 会長は、臨時に総会を招集することができる。なお、臨時に総会を招集する時間がないときは、書面等による意思の確認により、臨時の総会に代えることができる。

(構成)

第19条 総会は、第6条に規定する会員をもって構成する。

- 2 総会は、原則として非公開とする。
- 3 会員の代表者若しくは第24条第1項に規定する代理人が総会に出席できない場合でも、会員の関係者はオブザーバーとして総会を傍聴することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみな

されず、また発言権及び表決権を有しない。

(権限)

第20条 総会の権限は、次のとおりとする。

- (1) 憲章を改廃すること
- (2) 役員を選出すること
- (3) 予算を承認すること
- (4) 契約及び決算を認定すること
- (5) 会費の変更を承認すること
- (6) 市長会議開催市を決定すること
- (7) 実務者会議の決議を承認すること
- (8) その他、市長会の運営全般に関すること

(議長)

第21条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第22条 総会は、出席会員及び委任状を提出した会員の総数が過半数に達しなければ、これを開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この憲章に定めるもののほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議決は、表決権をもつ出席会員の5分の1以上の要求がない限り、挙手によるものとする。

(代理人による表決)

第24条 やむを得ない事由のため総会に出席できない市長は、当該市長を代理する権限のある者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該市長は、代理人に表決を委任する旨をあらかじめ書面で会長に通知しなければならない。

- 2 前項の場合における前2条の規程の適用については、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

(運営)

第25条 この憲章に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定めることができる。

第6章 役員会

(役員会)

第26条 役員会は、必要に応じ、総会にあわせて2年に1回、会長が招集することができる。

- 2 会長は、臨時に役員会を招集することができる。なお、臨時に役員会を招集する時間がないときは、書面等による意思の確認により、臨時の役員会に代えることができる。

(構成)

第27条 役員会は、第12条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、原則として非公開とする。

(権限)

第28条 役員会の権限は、次のとおりとする。

- (1) 入会申請の承認及び総会へ報告すること
- (2) その他、本会の運営に関する重要な事項について必要な措置を講じること

(議長)

第29条 役員会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第30条 役員会は、出席役員及び委任状を提出した役員員の総数が過半数に達しなければ、これを開会することができない。

(議決)

第31条 役員会の議事は、出席役員員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 役員会の議決は、役員員の要求がない限り、挙手によるものとする。

(代理人による表決)

第32条 やむを得ない事由のため役員会に出席できない市長は、当該市長を代理する権限のある者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該市長は、代理人に表決を委任する旨をあらかじめ書面で会長に通知しなければならない。

- 2 前項の場合における前2条の規程の適用については、当該会員は、役員会に出席したものとみなす。

(運営)

第33条 この憲章に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

第7章 実務者会議

(実務者会議)

- 第34条 会長は、原則として市長会議開催前1年以内に、実務者会議を招集する。
- 2 実務者会議は、第42条第1項に規定する事務局の所在都市において開催する。
 - 3 会長が必要と認める場合、実務者会議の開催市を前項以外の会員都市とすることを妨げない。

(構成)

- 第35条 実務者会議は、次の者から構成される。
- (1) 事務局長
 - (2) 会員都市の上級実務者
- 2 会長または役員会が必要と認めるときは、オブザーバーとして関係者を出席させることができる。

(権限)

- 第36条 実務者会議の権限は、次のとおりとする。
- (1) 市長会議開催市の選考基準及び選考手続きの改正
 - (2) 次期市長会議の開催計画案について討議し、承認すること。なお、本開催計画案には、市長会議の日程、会場、登録料の金額、案内状送付先、その他会議開催に係る基本的な情報が含まれていなければならない。
 - (3) 次期市長会議の協議セッションテーマについて討議し、決定すること
 - (4) 活性化事業計画について討議し、決定すること
 - (5) 市長会議で決議された課題について調査および研究を行うこと
 - (6) 本会の運営及び活動の円滑化を図るため、実務者レベルで討議を行うこと
 - (7) 第34条第3項による実務者会議開催市を決定すること

(議長)

- 第37条 実務者会議の議長は、事務局長が務める。
- 2 事務局長が議長を務めることができない場合、実務者会議の議長は、会長が指名する者が務める。

(定足数)

- 第38条 実務者会議は、出席会員及び委任状を提出した会員の総数が過半数に達しなければ、これを開会することができない。

(決議)

- 第39条 実務者会議の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 実務者会議の議決は、実務者会議の構成員の要求がない限り、挙手によるものとする。

(経費)

- 第40条 実務者会議の運営経費は、会議の開催市がその責を負う。
- 2 会長は、会長が定める日までに、実務者会議開催市の市長から書面により申請があった場合、別表2に定める額を上限とする実務者会議関係費を、2か年度にわたって、当該市長あてに交付することができる。
 - 3 前項の交付を受けた市長は、会長が定める日までに、その用途を、会長に対して書面により報告しなければならない。

(報告)

- 第41条 事務局長は、実務者会議の決議を総会に報告しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

- 第42条 事務局の所在地は、札幌市とする。
- 2 事務局は、事務局長及びその他の職員によって運営される。
 - 3 事務局長は会長が任命し、その他の職員は事務局長が任命する。

(担任意務)

- 第43条 事務局の担任意務は、次のとおりとする。
- (1) 総会、役員会及び市長会議の議決事項の実施
 - (2) 総会、理事会及び実務者会議の運営
 - (3) 市長会議開催市決定の事務
 - (4) 本会の予算の策定
 - (5) 会員都市及び冬の都市協会等関係団体との連絡調整
 - (6) 出納事務
 - (7) その他、本会の運営に必要な事項で会長が指示した業務

(経費)

- 第44条 会長は、毎年度、別表2に定める額の事務局関係費を事務局長あてに交付する。
- 2 事務局長は、毎年度、会長が定める日までに、事務局関係費の用途を、会長に対し

て、書面により報告しなければならない。

第9章 市長会議

(市長会議)

第45条 市長会議は、役員会が決定する都市で2年に1回、会長及び開催市の市長が連名により招集する。

(構成)

第46条 市長会議は、第6条に規定する会員によって構成される。

2 会員以外の都市は、オブザーバーとして市長会議に参加することができる。

(議長)

第47条 市長会議の議長は、開催市の市長が務める。ただし、市長会議開催市の市長が他の者を議長として指名した場合は、この限りではない。

(議事)

第48条 会員及び第46条第2項に規定するオブザーバー出席者は、実務者会議で決定したテーマに基づいて討議する。

2 会長又は開催市の市長は、会員及びオブザーバー出席者の同意を得て、共同宣言等の発表を行うことができる。なお、同意の表決は、出席都市の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営)

第49条 市長会議開催市の市長又はその指名を受けた者は、常に会長と協議のうえ市長会議の運営の責を負うものとする。

2 市長会議開催市は、事務局と協議した上で、市長会議の開催計画案について第34条に規定する実務者会議に提案し、承認を得るものとする。

3 市長会議開催市は、市長会議で会員が討議するテーマについて各会員の要望を調査した上でテーマの案を実務者会議に提案し、承認を得るものとする。

(経費)

第50条 市長会議の運営経費は、市長会議開催市がその責を負う。

2 会長は、別表2に定める額の市長会議関係費を、2か年度に亘って、市長会議開催市の市長あてに交付する。

3 市長会議開催市の市長は、会長が定める日までに、市長会議関係費の用途を、会長に対して、書面により報告しなければならない。

ならない。

(登録料及び宿泊料の免除)

第51条 市長会議開催市は、事務局と協議の上、市長会議の参加者から登録料を徴することができる。その場合、会員の代表者の登録料は市長会議開催市が負担する。

2 市長会議に参加する会員の代表者の会議開催前日から会議終了翌日までの宿泊料は市長会議開催市が負担する。

3 会員の代表者が指名する代理人が、その代表者に代わって市長会議に参加する場合、前2項の規定にある「会員の代表者」を「会員の代表者の代理人」と読み替える。

第10章 小委員会

(小委員会)

第52条 総会で承認されたテーマについて専門的に調査し、特別な研究を行うため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、原則として会員の上級行政実務者から構成されるものとする。

3 小委員会を設けようとする会員は、総会に提案をし、承認を得なければならない。

(運営)

第53条 小委員会の事務局は、小委員会の設置を提案した都市に置き、当該都市が事務局運営の責を負う。

2 小委員会の事務局担当都市の市長が交替し、後任の市長が、事務局の運営を辞退した場合には、会長は、他の小委員会構成都市の市長と協議のうえ、事務局担当都市を決定するものとする。

(経費)

第54条 小委員会の運営経費は、事務局都市および小委員会を構成する会員都市がその責を負う。

2 会長は、会長が定める日までに、事務局都市の市長から書面により申請があった場合、別表2に定める額を上限とする小委員会関係費を、当該市長あてに交付することができる。

3 前項の交付を受けた市長は、会長が定める日までに、その用途を、会長に対して書面により報告しなければならない。

(報告)

第55条 小委員会は、役員会及び総会に対して年次報告を提出しなければならない。

2 小委員会は、市長会議でその調査結果及び報告を発表しなければならない。

(解散)

第56条 小委員会の解散は、総会において出席会員の過半数により決するものとする。

第11章 活性化事業

(活性化事業)

第57条 会員都市は、第3条の目的を達成するために、単独で、又は他の会員都市と共同で本会の活性化に資する事業（以下「活性化事業」という。）を実施することができる。

2 活性化事業の実施にあたっては、実務者会議の決議を経なければならない。

(幹事)

第58条 活性化事業の実施のために、幹事都市を置く。

(経費)

第59条 活性化事業の実施に係る経費は、事業を実施する都市がその責を負う。

2 会長は、会長が定める日までに、幹事都市の市長から書面により申請があった場合、別表2に定める額を上限とする活性化事業関係費を、当該市長あてに交付することができる。

3 前項の交付を受けた市長は、活性化事業実施後、会長が定める日までに、その用途を、会長に対して書面により報告しなければならない。

(報告)

第60条 幹事都市は、事業実施後、速やかにその成果を会長に対して報告しなければならない。

第12章 財務会計

(収入)

第61条 会員からの会費、寄附金、前年度からの繰越金及びその他の収入を市長会の収入とする。

(支出)

第62条 市長会の支出は、総会、役員会及び実務者会議の運営経費、事務局経費、市長会議、小委員会及び活性化事業への交付金及びその他必要な経費に充てる。

(会費)

第63条 会員は、別表1に定めるところに

より年会費を毎年度3月末日までに事務局の指定する銀行口座に納入しなければならない。

2 別表1に定める年会費の額の変更は、総会において、出席会員の過半数によりこれを決する。

3 入会初年度の会費納入金額は、入会した月日にかかわらず、別表1に定める金額の半額とする

(予算)

第64条 市長会の予算は、事務局が策定し、2年度分を総会へ提出し承認を受けるものとする。

(決算)

第65条 会長は、決算を調整し、監事の監査に付きなければならない。

2 会長は、決算書に署名を行う権限を有する。

3 会長は、監事の監査を経た決算を総会の認定に付きなければならない。

(会計年度)

第66条 市長会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第13章 憲章の改正

(改正)

第67条 憲章の改正は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により行われる。

2 憲章の改正にかかわる提案は、当該提案が提出される総会に先立つ少なくとも1カ月前に会員に対して周知されなければならない。

(効力)

第68条 憲章の改正は、総会の議決後直ちに効力を発する。

第14章 解散

(解散の宣言)

第69条 本会の解散は、総会において、出席会員の4分の3以上の賛成により、かつ本会を解散する意思を持つ会長の正式な宣言によって行われる。

2 本会の解散にかかわる提案は、当該提案が提出される総会に先立つ少なくとも1カ月前に会員に対して周知されなければならない。

3 本会の解散時に、資産を精算し、決算を

行うものとする。その他の残存資産は、市長会を解散する総会で可決される決議に従って配分されるものとする。

3 北方都市会議委員会は、この憲章の施行の日をもって解散する。

第15章 雑則

(顧問)

第70条 本会に顧問を置くことができる。

附則(改正) この憲章は、2000年2月12日から施行する。

附則(改正) この憲章は、2004年2月19日から施行する。

(運営)

第71条 本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

附則(改正) この憲章は、2008年1月19日から施行する。

(補則)

第72条 この憲章の施行に関し必要な事項は、会長が責任をもって定める。

附則(改正) この憲章は、2012年1月13日から施行する。ただし、改正後の第34条の規定は、2013年1月1日から適用する。

附則 憲章の承認には、北方都市会議委員会の過半数の委員の署名を要する。

附則(改正) この憲章は、2013年12月1日から施行する。

2 この憲章は、1994年1月1日から施行する。

附則(改正) この憲章は、2018年9月12日から施行する。

[別表1]

年会費(1月1日～12月31日)

(単位: US\$)

人口(人) \ GDP	0-9,999	10,000以上
0 - 499,999	1,000	2,000
500,000 - 999,999	1,500	4,000
1,000,000以上	2,000	6,000

会員は、上表により、その国の1人あたりの国内総生産額と都市人口に応じて年会費を収めるものとする。これら2つの数値は、以下の資料に基づく。

(1) 各国の1人あたりの国内総生産額(GDP=Gross Domestic Product)

数値の出典: 国連「Statistical Yearbook」

(2) 都市人口(市域の人口であり、都市圏の人口は含まない)

数値の出典: 国連「Demographic Yearbook」

上記の資料に人口が未掲載の都市は、各都市の申告に基づく。

[別表2]

交付金(一会計年度)

補助金名	交付割合	交付先
事務局関係費	会費総収入額の10%	事務局長
市長会議関係費	会費総収入額の60%	市長会議開催市の市長
実務者会議関係費	会費総収入額の10%	実務者会議開催市の市長
小委員会関係費	会費総収入額の5%	小委員会事務局都市の市長
活性化事業関係費	会費総収入額の15%	幹事都市の市長

会費総収入額とは、会計年度末現在、事務局において収入調定を了した会費収入の合計額のことをいう。